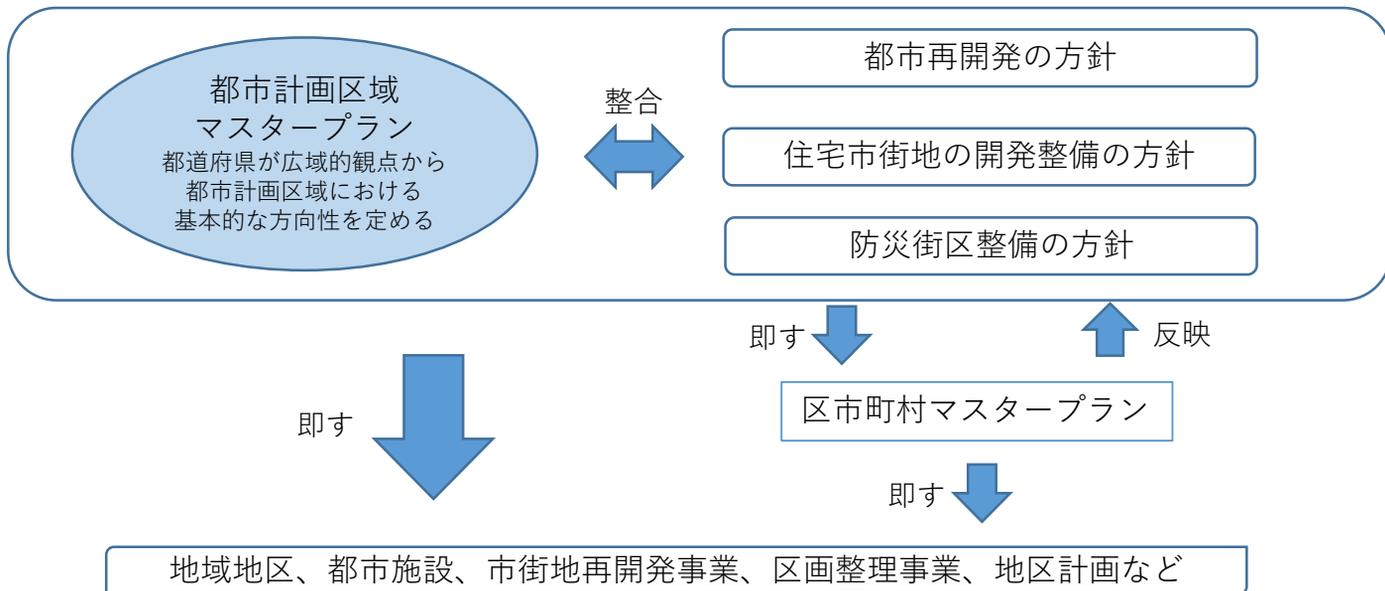


報告事項3 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等について（概要）

1. 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下、「都市計画区域マスタープラン」という）とは



2. 都市計画区域マスタープランで定めるもの

都市計画区域マスタープランは、都市計画法第6条の2に基づき、都道府県が広域的見地から都市計画的の基本的な方針を定め、今後の都市計画を定める際の基本的な指針となるものであり、以下を定める。

- 都市計画法第6条の2第2項第1号
区域区分の決定の有無及び当該区域区分を定めるときはその方針
- 都市計画法第6条の2第2項第2号
都市計画の目標
- 都市計画法第6条の2第2項第3号
土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

3. 今後のスケジュール（予定）

時期	東京都及び西東京市	西東京市都市計画審議会
令和2年度秋ごろ	都から市に対し意見照会 (都市計画法第18条第1項)	—
次回都市計画 審議会	—	回答にあたり審議
令和2年度冬ごろ	市から都に対し回答	—
令和2年度末ごろ	東京都都市計画決定告示	—